

[事案 21-20] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

- ・平成 21 年 6 月 3 日 裁定申立受理
- ・平成 22 年 3 月 23 日 裁定終了

< 事案の概要 >

違法な保険募集により締結されたものであり、変額個人年金保険を無効にして既払込保険料を返還して欲しいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 19 年 11 月、定期預金が満期になったので、定期預金を書き換え、増額するつもりで銀行に行ったところ、断わったのに、変額個人年金保険(一時払保険料 600 万円)を勧められ、意図に反して保険を買わされた。

加入時、募集人(銀行員)は下記①～④の説明を行い、一時払保険料の運用成果について断定的判断を下し、故意に元本割れの説明(殊に、運用成果が悪く、一時払保険料の一定相当額を下回った場合には所定期間の年金での受取りになるか、または一定相当額の一括受取のいずれかを選択しなければならぬリスク)を回避して、商品のリスクについて誤信させられた。

行員による違法不当な保険募集により締結した変額個人年金保険は無効であり、既払込保険料と一括受取金との差額を返還して欲しい。

(申立人の主張は、消費者契約法に基づく取消権(第 4 条 1 項)、または民法の錯誤無効(第 95 条)を主張するものと解される。)

- ①定期預金と同じリスクで、定期預金より確実に儲かる。
- ②世界で戦争でも起きない限り安全な保険である。
- ③5 年か 6 年で元本(一時払保険料)の 120%になる。
- ④プロがやっているので確実、損はしない。

< 保険会社の主張 >

下記理由により、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 申立人が定期預金金利に不満を表明され、「金融商品相談シート」により、当該資金を当面使う目的がないことを確認したために、他の資産運用の説明を開始したもので、投資信託を説明した後、同様の投資信託で運用を行う変額個人年金保険を説明したところ、同保険に興味を示されたので説明に入ったものであって、(定期預金以外の)資産運用に興味のない顧客に対しその意思に反して変額個人年金保険の勧誘をしたものでは全くない。
- (2) 「契約締結前交付書面」の説明に続き、商品パンフレットおよび「ご契約のしおり」を交付し、2 時間程度かけて、商品の特性、殊に運用成果が悪くて元本の一定限度を割った場合のリスクも説明しており、「世界に戦争でもあれば」という言辞も、このリスクの説明において元本の一定割合を割るリスク要因の例示として言及したものであり、申立人が主張するようなリスクの説明の欠缺または断定的話法の事実はない。そのうえで、「意向確認書兼適合性確認書」を一文一文読み上げながら確認していただき、その徴求だけで約 20 分要した(金融商品取引法施行後最初の契約だったので、鮮明に記憶している)。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では申立書、答弁書等書面の内容、申立人の事情聴取の内容にもとづき審理した。下記のとおり、消費者契約法による取消権または民法の錯誤無効を検討する前提としての、申立人の主張する「募集人による①～④の説明」を認定できないことなどから、申立人の主張を認めることはできず、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) ①の説明について

申立人の事情聴取及びリーフレットに残された説明の痕跡からすると、募集人は、リーフレットを用いて申立契約の運用資産ならびに資産配分比率を説明（リスク分散の説明）していることが認められる。また、申立人の供述の他に、募集人が①の説明をしたと認めることができる証拠はなく、株式や債券を運用する商品の説明に際し、定期預金と同等、またはより確実であるとの説明をすることは、通常ないことを併せ考慮すると、募集人が①の説明をしたと認定することはできない。

(2) ②の説明について

②の説明に近い文言が使用されたことは認められるが、リーフレットでは、「思いがけない相場の低迷などにより、資産残高が下限値以下に到達した場合」と記載されており、募集人が、その事例として戦争を挙げて説明することは、十分にあり得ることである。従って、申立人の供述のみをもってして、募集人の説明が、戦争が起こらなければ下限値以下に到達することはないと断定したものであると認めることはできない。

(3) ③の説明について

リーフレットのイメージ図からは、運用による資産残高は変動し、一時払保険料を下回る場合があることは容易に窺え、将来の運用成果を保証するものでない旨の記載もあり、このような記載のあるリーフレットを使用して、「5年か6年で元本(一時払保険料)の120%になる」との断定的な説明をすることは、通常は考えられない。申立人自身も、事情聴取において、120%は目標値であって、保証されているものでないことは認めている。以上からすると、募集人が、③の説明をしたと認定することはできない。

(4) ④の説明について

募集人は、運用資産の内容及び資産配分比率を説明しており、リーフレットには資産運用会社が記載されていることから、同社について説明が及んだことが窺えるが、その際に、プロがやっているので確実、損はしないとの断定的な説明がなされたかについては、申立人が事情聴取において述べるものの、他にこの事実を認めることができる証拠はない。よって、募集人が、④の説明をしたと認定することはできない。